

自転車の交通違反に 反則金が科されます

令和6年5月に成立した改正道路交通法に基づき、令和8年4月1日から自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度（いわゆる青切符）が適用されます。

信号無視



6,000 円

携帯電話の使用等(ながら運転)



12,000 円

取り締まりの
対象年齢は

16 歳 以上

対象となる
違反行為は

113 種類

一時不停止



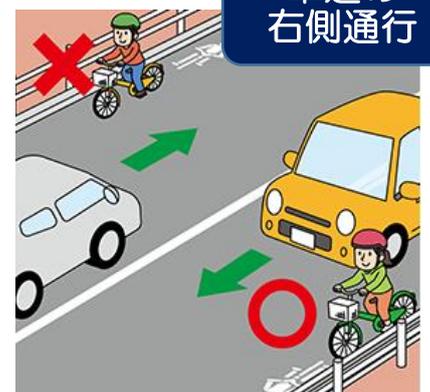
5,000 円

二人乗り等



3,000 円

車道の
右側通行



6,000 円

自転車の交通違反に交通反則通告制度 (いわゆる「青切符」)の適用について

令和6年5月に成立した改正道路交通法に基づき、令和8年4月1日から、自転車の交通違反に対して、交通反則通告制度(青切符)が適用されます。交通反則通告制度(青切符)とは、違反者が反則金を納めれば、刑事罰が科されない制度です。

○対象となる年齢 16歳以上

○対象となる違反 113種類

主な違反行為と反則金額

スマートフォンや携帯電話の使用(ながら運転)	12,000円
遮断踏切立入り	7,000円
信号無視	6,000円
車道の右側通行	6,000円
歩道通行	6,000円
一時不停止	5,000円
並走運転(横に並んで走行)	3,000円
二人乗り	3,000円

自転車利用時はヘルメットをかぶりましょう！



■努力義務化されています！

令和5年4月からすべての自転車利用者に対し、乗車用ヘルメット着用の努力義務が課されました。

■自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

■着用率の調査結果

令和7年度のヘルメット着用率の調査結果(警視庁発表)では、**青森県の着用率は7.5%**で全国順位は47都道府県中**46位**でした。

昨年の9.1%(全国順位40位)を下回り全国ワースト2位となり、全国平均の21.2%とは大きな差があります。

(参考)全国1位:愛媛県(70.3%)



問合わせ先

青森市市民部生活安心課 交通安全推進チーム

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 駅前庁舎 4階

電話:017-734-5258 FAX:017-734-5256